



厚生労働省栃木労働局 Press Release

平成 28 年 10 月 28 日

【照会先】

栃木労働局労働基準部監督課

監督課長 西川 聡子

主任監察監督官 沼澤 敏弘

(電話) 028 (634) 9115

(FAX) 028 (632) 6585

報道関係者 各位

11 月に「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します

～ 重点監督、過労死等防止対策推進シンポジウム等を実施 ～

栃木労働局（局長 白兼 俊貴）は、11 月に「過重労働解消キャンペーン」を実施し、長時間労働の削減等、過重労働の解消に向け、以下の取組を行います。

1 実施期間

平成 28 年 11 月 1 日（火）から 11 月 30 日（水）までの 1 か月間

2 主な取り組み

① **集中的な監督指導（重点監督）**

過労死等の労災請求が行われた事業場、月 80 時間を超える時間外・休日労働が行われている事業場、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、集中的な監督指導（重点監督）を実施します。

② **日曜日の無料電話相談（過重労働解消相談ダイヤル）**

日時 平成 28 年 11 月 6 日（日）9：00～17：00

フリーダイヤル なくしましょう 長い残業
0120-794-713

③ **過労死等防止対策推進シンポジウム**

日時 平成 28 年 11 月 7 日（月）13：30～16：00

会場 とちぎ福祉プラザ（宇都宮市若草 1-10-6）

④ **過重労働解消のためのセミナー**

日時 平成 28 年 11 月 18 日（金）14：00～16：30

会場 栃木県産業会館（宇都宮市中央 3-1-4）

⑤ **労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問**

※ 栃木県内の労働時間等の状況は別紙 1、キャンペーン詳細は別紙 2 記載のとおり。

栃木県内の労働時間等の状況

【栃木県内の労働時間の状況】

- ◆ 平成 27 年における県内労働者の 1 人平均の年間総実労働時間は、対前年比 9 時間減少し、1,843 時間（全国 1,785 時間）となっている。
- ◆ 栃木県における主要産業別の総実労働時間は、建設業（2,189 時間）が最も長く、次いで、運輸・郵便業（2,062 時間）、製造業（1,947 時間）となっている。また、宿泊・飲食サービス業（1,313 時間）が最も短く、次いで、卸売・小売業（1,638 時間）、医療・福祉業（1,733 時間）となっている。
- ◆ 全国の主要産業別の総実労働時間は、建設業（2,081 時間）が最も長く、次いで、運輸・郵便業（2,054 時間）、製造業（1,978 時間）などとなっている。
- ◆ 栃木県における主要産業別の総実労働時間の状況を全国と比較すると、建設業が全国平均より 108 時間長く、次いで、医療・福祉業が 12 時間、運輸・郵便業が 8 時間長い。一方、金融・保険業は全国平均より 42 時間短い。
※ いずれも毎月勤労統計調査結果（厚生労働省・栃木県、事業所規模 30 人以上）による。

【栃木労働局の過労死等に関する労災補償状況】

- ◆ 過去 5 年間の労災補償状況は次のとおりであり、請求件数はおおむね横ばいである。

		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
脳・心臓疾患	請求件数	8(3)	9(6)	6(4)	6(3)	8(3)
	支給決定件数	6(3)	3(1)	2(2)	3(2)	5(2)
精神障害	請求件数	9(3)	6(3)	8(3)	8(1)	7(3)
	支給決定件数	3(2)	4(3)	2(1)	4(2)	1(1)

※（）内は死亡事案であり、内数。また、支給決定件数は、当該年度内に業務上の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

- ◆ 過去 5 年間に脳・心臓疾患で労災認定した 19 人の状況をみると、全員が男性であり、50 代が 8 人、40 代が 8 人、30 代が 2 人、20 代が 1 人。
主な内訳として、業種別では、製造業が 6 人、運送業・郵便業が 4 人、建設業が 3 人、卸売業・小売業が 3 人。職種別では、管理的職業従事者が 8 人、輸送・機械運転従事者が 4 人、専門的・技術的職業従事者が 3 人、販売従事者が 2 人。
1 か月平均の時間外労働時間数では、80 時間以上 100 時間未満が 8 人、100 時間以上 120 時間未満が 5 人、160 時間以上が 3 人。
- ◆ 過去 5 年間に精神障害で労災認定した 14 人の状況をみると、男性が 12 人、女性が 2 人。年齢別では、50 代が 4 人、40 代が 5 人、30 代が 2 人、20 代が 3 人。
主な内訳として、業種別では、製造業が 4 人、卸売業・小売業が 4 人、建設業が 3 人。職種別では、管理的職業従事者が 5 人、専門的・技術的職業従事者が 3 人、生産工程従事者が 2 人。
1 か月平均の時間外労働時間数では、100 時間以上 120 時間未満 2 人、120 時間以上 140 時間未満が 2 人、160 時間以上が 2 人。

栃木労働局における「過重労働解消キャンペーン」の詳細

平成 26 年 11 月に成立した「過労死等防止対策法」において、11 月は「過労死等防止月間」とされ、厚生労働省では、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等のため、「過重労働解消キャンペーン」を実施します。(資料 1 参照)

週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向にあるものの引き続き高く、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められるほか、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数も、引き続き高水準で推移している現状にあり、社会的な問題となっています。

また、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や「日本再興戦略2016」においても、「長時間労働の是正」等が謳われています。

労使をはじめとする関係者の皆様におかれましても、長時間労働の削減に向けた取組の推進をお願いします。

① 重点監督

【対象とする事業場】

- ・ 過労死等の労災請求が行われた事業場
- ・ 月 80 時間を超える時間外・休日労働が行われている事業場
- ・ 離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業 等

【重点的に確認する事項】

- ・ 時間外・休日労働が 36 協定の範囲内であるかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導を行います。
- ・ 賃金不払残業がないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導を行います。
- ・ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。
- ・ 長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

【書類送検】

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

【平成 27 年の「過重労働解消キャンペーン」監督指導結果】

- ・ 重点監督の実施事業場 74 事業場
- ・ 違反状況：58 事業場 (78.4% (全国 73.9%)) に労働基準関係法令違反あり。
 - ① 違法な時間外労働があったもの : 36 事業場 (48.6% (全国 45.9%))
 - うち、時間外・休日労働時間が最も長い労働者の時間数
 - 月 80 時間を超え 100 時間以下 : 10 事業場 (27.8% (全国 17.1%))
 - 月 100 時間を超えるもの : 8 事業場 (22.2% (全国 34.6%))
 - ② 賃金不払残業があったもの : 9 事業場 (12.2% (全国 10.1%))
 - ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの : 16 事業場 (21.6% (全国 13.4%))

② 無料電話相談

日曜日にフリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します。

フリーダイヤル なくしましょう 長い残業
0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3

平成 28 年 11 月 6 日（日） 9:00～17:00

なお、「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、次のとおり相談を受け付けています。

【労働条件相談ほっとライン】（資料 2 参照）

平日夜間と土・日に無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル はい！ ろうどう
0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0

月・火・木・金 17:00～22:00 土・日 10:00～17:00

URL:<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088143.html>

【栃木労働局管内の「総合労働相談コーナー」一覧】

平日の 8:30～17:15（祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）に相談を受け付けています。

栃木労働局総合労働相談コーナー	028(634)9112
宇都宮総合労働相談コーナー	028(633)4251
足利総合労働相談コーナー	0284(41)1188
栃木総合労働相談コーナー	0282(24)7766
鹿沼総合労働相談コーナー	0289(64)3215
大田原総合労働相談コーナー	0287(22)2279
日光総合労働相談コーナー	0288(22)0273
真岡総合労働相談コーナー	0285(82)4443

【労働基準関係情報メール窓口】

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/mail_madoguchi.html

③ 過労死等防止対策推進シンポジウム（資料3参照）

日時 平成28年11月7日（月）13：30～16：00

会場 とちぎ福祉プラザ（宇都宮市若草1-10-6）

過労死等防止のための働き方改革についての講演のほか、栃木県内の企業の取組事例の発表、過労死を考える家族の会の方の体験談発表などを聞くことができます。

④ 過重労働解消のためのセミナー（資料4参照）

日時 平成28年11月18日（金）14：00～16：30

会場 栃木県産業会館（宇都宮市中央3-1-4）

労働基準法を中心とした過重労働防止対策に必要な知識やノウハウについて、実際に取り組める事例紹介などを盛り込み詳しく解説します。

⑤ 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

栃木県内で長時間労働の削減等に取り組んでいる企業への労働局長の職場訪問を実施します。詳細はおって公表いたします。

⑥ その他（労使の主体的な取組の促進）

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取り組みに関する周知啓発等について、労働局長及び労働基準部長から協力要請を行いました。